

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	(1) 氏 名 (2) 所 属 保健福祉局生活福祉部生活福祉課 (3) 年齢・性別 30歳・男性 (4) 職位・職種 係員・事務
処 分 日	令和4年12月14日
処 分 内 容	懲戒免職
事 案 概 要	被処分者は、令和4年12月2日に大阪府内で覚醒剤を使用したとして、翌日、京都府下京警察署に自首し、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕された。 被処分者は、本市職員による事情聴取において、上記の逮捕容疑を認めた。 また、上記事実のほか、1年前から覚醒剤を複数回使用していたことを認めた。